

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

●第1章 はじめに

1 総論

近年、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている野生動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症の出現の危険性が増大しています。さらに、グローバル化による各国との往来が飛躍的に拡大しており、令和2年から大流行を引き起こした新型コロナウイルス感染症のように、未知の感染症が発生した場合には瞬く間に世界中に拡散し、大流行（パンデミック）となる可能性が高く、そうなると月形町にも感染者が多く発生すると予想されます。

このような事態に対応するため、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）を平成24年に制定しています。

2 これまでの経過

国は、平成17年から「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定して改定を行ってきましたが、特措法制定に基づき平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」と言う。）を策定しました。その後策定から10年を経過したことにより、内容を抜本的に改正した、改訂版政府行動計画が令和6年7月に公表されました。

道もこの改訂版政府行動計画を踏まえ、令和7年3月に内容を抜本的に改正した「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「道対策行動計画」と言う。）」を策定しました。

3 月形町新型インフルエンザ等対策行動計画の改正

町は、特措法第8条の規定に基づき、平成27年3月に「月形町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しておりますが、政府行動計画及び道対策行動計画が改定されたことから、これまでの計画を大幅に改定した「第2次月形町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定します。

●第2章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命、健康、生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねません。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くがり患するおそれがあるものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティ（能力）を超えてしまう可能性があるため、新型インフルエンザ等対策を月形町（以下「町」という。）の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じ